平成24年度 第4回深谷市同和対策事業審議会議事録

- 1 開催日時 平成25年 2月26日(火曜日) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 4時15分
- 2 開催場所 深谷公民館 大会議室
- 3 出席者 会 長 國吉 眞弘 副会長 柿澤 俊雄 (13名) 委員 吉澤 正則 委員 荻野春之助 委 員 吉橋 孝治 委員 清水 國男 委 員 村岡 勉 委員 清水 勉 委員 田島 友一 委 員 梅澤 克江 委 員 田邉 俊彦 委員 坂本 住夫
 - 委 員 三枝 茂夫
- 4 欠 席 者 委 員 重田 仁三 委 員 藤本 喜八

 (4名) 委 員 佐々木 太 委 員 小林 利夫
- 5 出席職員 栗田企画財政部長 ・島崎教育委員会教育次長 須藤企画財政部次長・神田次長兼学校教育課長 滝澤人権政策課長 ・山田人権政策課補佐 加藤学校教育課課長補佐兼指導主事 染谷学校教育課課長補佐兼指導主事 森田人権政策係長 ・美野田人権教育係長
- 6 傍 聴 者 なし

(会議の経過)

(会議の経過)	
発 言 者 	議題・発言内容(要旨)・決定事項
	【平成24年度第4回深谷市同和対策事業審議会】
	1. 開式
司会:滝澤課長	みな様、こんにちは。本日は、公私ともご多用のところ、ご出席賜
	りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただい
	まから、「平成24年度第4回深谷市同和対策事業審議会」を開会さ
	せていただきます。
	本日の司会・進行を担当いたします人権政策課長の滝澤です。
	ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
	それでは、先ず本日の資料の確認についてお願いいたします。事前
	に配布いたしました、平成24年度第4回同和対策事業審議会資料で
	す。よろしいでしょうか。
	これに基づきまして、事前に質問等が1件ございました。そのこと
	につきましては、報告事項の中で併せて説明させていただきたいと思
	いますので、よろしくお願いいたします。
	また、次第によりますと、「会長あいさつ」と示してございますが、 本日、審議会が最後となると考えられますことから、閉会と併せての、
	であいさつに変更をいただきたく思いますので、よろしくご了承の程
	をお願い申し上げます。
	それでは、小島深谷市長より、審議会委員のみな様にごあいさつ申
	し上げます。
小島市長	2. 市長あいさつ
	皆さん、こんにちは。ただいま、ご紹介に預かりました、市長の小
	島でございます。
	本日ここに、「平成24年度第4回深谷市同和対策事業審議会」
	の開催にあたり、審議会委員の皆様におかれましては、公私とも多忙
	の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
	また、平素より、人権行政・人権教育の推進に、多大なるご支援・
	ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
	さて、本市では、昭和44年以来44年間にわたり、対象地域の人々
	の生活の安定、向上及び差別の解消を目指し、さまざまな事業を積極
	的に推進してまいりました。その結果、住環境の分野、心理的な面に

おいて、全体的には解消へと進展し、市民の同和問題に関する理解も 着実に進んできているものと考えております。

これもひとえに、ここにお集まりの同和対策事業審議会委員の皆様 をはじめ、市民の皆様の長年にわたる深いご理解、並びに多大なるご 尽力とご協力の賜物であると、心より感謝いたしております。

この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

今後は、これまでの主な事業の主体であった同和行政・同和教育から人権行政・人権教育へと舵をきることとし、昨年2月に策定した「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」をもとに、公正で公平な行政施策の運営を進めていく所存でございますので、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、本日お集まりの皆様のご健勝とご多幸を心から祈念 申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会:滝澤課長

3. 審議会委員の出席状況

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会委員の出席状況をご報告いたします。

審議会の定数は17人でございます。14人の方が出席をされております。深谷市同和対策事業審議会第5条第3号により、委員の2分の1以上の方が出席されておりますので、本審議会は成立しておりますことを先ずもって報告します。

それでは、次第によりまして、議題に入りたいと思います。

議事の進行役である議長についてですが、本審議会は、審議会条例により、國吉会長から招集をさせていただいておりますので、國吉会長にお願いし、議事の進行をよろしくお願いいたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

(1) 平成24年度人権行政・教育実施報告について

議長:國吉会長

はい、それでは、会長の私が議事の進行をさせていただきます。最 後まで、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、議事録署名委員の選任をお願いしたい と思います。慣例でございますので、私の方から議事録署名人のご指 名いたしますので、ご承認をいただきたいと思います。 よろしいでしょうか。

委員

はいの声あり。

議長:國吉会長

それでは、指名に入らせていただきたいと存じます。

本日の議事録署名委員に清水 國男委員、田邉 俊彦委員のご両名 にお願いいたします。

それから、これも毎回申し上げていることでございますが、審議会の議事録につきましては、当市のホームページ等により公開をしていきたいと考えておりますので、この点でもご了承いただきたいと存じます。それからもう一つ、傍聴の件でございますが、先程、事務局の方から私の方に連絡がございましたけど、本日は傍聴者がいないということですので、その点については省略させていただきたいと思います。

はい、それでは早速、中味に入っていきたいと思います。本日、審 議事項はございません。報告事項が2点、準備されております。順次、 報告事項を承りたいと存じます。

初めに、(1) 平成24年度人権行政・教育実施報告について、で ございます。

それでは、報告をお願いいたします。

事務局:神田次長

失礼します。私、深谷市教育委員会の神田と申します。 どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、資料の1ページをご覧ください。

(平成24年度人権行政・教育実施報告の説明)

- (1) 教育・啓発の推進
- ○教育の推進 ①学校教育
- 1. 全体指導計画の作成
- 2. 人権教育指定校の委嘱
- 3. 人権教育主任及び人権教育担当研修会
- 4. 人権教育懇談会
- 5. 中学校区ブロック別人権教育研修会
- 6. 新任·転入教職員人権教育研修会
- 7. 国・県等主催事業への参加

事務局:森田係長

引き続き、②社会教育より、ご説明申し上げます、人権政策課の 森田です、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2ページをご覧ください。ここからの事業 については、全部で28事業の項目にわたることから、主だったもの をご紹介し、説明させていただきます。

なお、事業目的及び内容については、省略させていただきますので、 ご了承いただきたいと存じます。

(1) 教育・啓発の推進

○教育の推進 ②社会教育

- 1. 人権問題指導者研修会
- 2. 人権問題自治会別研修会
- 3. 社会教育関係団体人権問題研修会
- 4. 保護者人権問題研修会
- 5. 企業人権問題研修会
- 6. 市職員人権問題研修会
- 7. 人権擁護委員研修会
- 8. 集会所利用者人権研修会
- 9. 人権啓発看板等の設置

○啓発の推進 ①人権意識の高揚

- 1. 啓発冊子・リーフレットの作成
- 2. 啓発用品の作成
- 3. 啓発用視聴覚教材の整備
- 4. 市広報啓発
- 5. (新規事業) 人権週間
- 6. (新規事業) 人権月間
- 7. 人権擁護委員啓発活動
- 8. 国・県等主催事業への参加

○啓発の推進 ②相談事業の充実・救済制度の構築

- 1. 人権相談
- 2. 生活相談

(2) 地区内外の交流の促進

1. 集会所指導事業

- 2. 施設改修・修繕
- 3. 集会所施設の貸出し
- (3) 部落解放運動団体への対応
 - 1. 部落解放運動団体への対応
- (4) エセ同和行為の排除
 - 1. エセ同和行為の排除
- (5) 住宅新築資金等貸付事業
 - 1. 住宅新築・改修資金貸付金の償還
- (6) 市民意識調査
 - 1. 人権問題に関する市民意識調査
- (7) 審議会等について
- ①深谷市同和対策事業審議会
- ②深谷市人権教育推進協議会

以上で、(1) 平成24年度人権行政・教育実施報告について、の 説明とさせていただきます。

議長:國吉会長

はい、御苦労さまでした。

それでは、ただ今の報告事項につきまして、意見を出された委員の 方が1名おりますということなので、その内容について、それに対す る事務局の考え方をお願いします。それでは、どうぞ。

事務局:滝澤課長

私の方から、事務局の考えをお伝えしたいと思います。

お手元に質問事項がありますが、事業報告と事業計画に分けて質問がされておりますので、まず、事業報告の方を説明していきたいと存じます。

まず、最初に、資料7ページをご覧ください。

「相談事業の充実・救済制度の構築」の項に関して、「人権相談」「生活相談」、それぞれの相談担当者・件数・内容の特徴を教えていただきたい。という内容でございます。

これについてお答えです。

まず、「よろず人権相談」について、相談担当者は人権擁護委員です。毎月10日と25日に市役所西別館で無料相談を実施しております。相談件数は、平成24年4月から平成25年2月までで、把握している範囲でございますが、13件です。相談内容は法務省の要請

により、公表されていませんのでご了承ください。

「生活相談」について、相談担当者は生活相談員です。

生活相談員につきましては、当市は県から補助金をいただきながら、人権教育専門員の方が当たっております。市内13集会所で各1回実施するほか、人権政策課では毎週月曜日から木曜日まで、相談を受け付けております。

なお、相談件数は、平成24年5月から平成25年2月まで、3 件の相談がございました。内容につきましては、住宅新築資金等貸付 金の返済に関する相談です。

次の質問でございます。

が、

資料12ページ、「部落解放運動団体への対応」の項に 関して、平成23年度の繰越金2団体8支部より、 1,528,313円が返還されており、画期的なことと思われる

- ① これ以前に、繰越金返還の指導がなされたことはあったか。
- ② 平成22年度の決算額及び最終年度 (平成25年度) の予算見込額を教えていただきたい。
- ① 繰越金返還の指導につきましては、補助金の支出に当たりまして、その内容については毎年指導をさせていただいております。しかし、返還についての指導は、以前には行っておりません。

次に、②平成 2 2 年度の決算額についてですが、 23,880,000円ほどでございます。4 団体 1 1 支部に支出し てございます。

平成25年度の要望額ですが、これから議会で承認していただくわけですが、3,150,000円を要望しております。

次に、資料13ページをお開きください。

「住宅新築資金等貸付事業」に関して、

- ①「調定額」及び「現年度分」の語意、「支出額」の使途 を教えてください。
- ②「住宅新築資金等貸付事業」の全体像(全体で何件の貸付が行われ、返済完了の件数と金額、未完了の件数と金額、

返済見込無し等で行政が肩代わりしたり、財産差し押さえ 等の件数と金額)を示していただきたい

まず、①「調定額」ですが、これは平成24年度の償還の確定額でございます。「現年度分」とは、今年度、納付すべき期限を迎える金額です。平成24年度は2名の方の現年度分がございます。

また、「支出額」2,000円につきましては、「抵当権抹消登記」2件の手数料でございます。1件1,000円の登記手数料がかかりますので、その2件の手数料でございます。

次に②全体像についてですが、これも前回の審議会でご 報告したとおりでございます。

貸付件数は490件、1,701,480,000円でございます。

新築 325件 1,475,300,000円、

改修 158件 209,180,000円、

宅地 7件 17,000,000円でございます。

次に完了の件数と金額でございますが、完了は426件でございます。金額1,565,836,167円、約15億円でございます。

未だ完了のしていない件数でございます。64件でございます。135,643,833円、1億3千万円程度となっております。

それから、返済見込み無し等で行政が肩代わりしたということはないのですが、いわゆる行政の方で財産を差し押さえた等の件数と金額について、でございますが、

まず新市になっての財産差し押さえ等はございません。 償還免除についてですが、償還免除は6件ございます。

これは、旧深谷市で5件、旧岡部町で1件、支払猶予の関係です。22件ございます。旧深谷市で19件、旧岡部町で3件です。

次に、利子の免除ですが、3件です。

旧深谷市で2件、旧花園町で1件でございます。

次に、違約金の免除ですが、これは延滞金です。新市になりまして、小島市長に決裁をいただきまして、昨年度から5件ほど違約金の免除を行っております。旧深谷市では

年 10.95%、旧 3 町では 10.75%でありまして、 5 件の内訳は旧深谷 2 件、旧岡部 3 件でございます。

なお、償還免除等につきましては、本人が病気或いはお亡くなりになった等ですね、また、家屋の全焼、本人の行方不明等の事件を慎重に審査した結果、こうした形を取らしていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、事業計画(素案)に記載されている男女共同参画 関連事業に関する実施報告が見当たらないということで すが、これは、平成24年度までにつきましては、実施計 画でありす「人権・同和行政実施計画」に基づき実施報告 をさせていただいております。

第1回の審議会においても、平成24年度の事業計画として、このような説明を委員の皆様にしておりますので、ご理解をお願いします。

意見として、一点あります。資料8ページ「集会所運営委員会」の項の記述として、会議の内容について説明したらどうか。ということでございます。

集会所合同運営委員会では、内容等、詳細に説明させていただいておりますが、本日は、同和対策事業審議会でございますので、大まかな内容になっております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上が事業報告でのご質問・意見でございました。

議長:國吉会長

それでは、事業報告についての質問者はどなたか分からないのですが、ただ今の報告でよろしいでしょうか。 次に進んでよろしいでしょうか。

三枝委員

(挙手)はい。

議長:國吉会長

はい、どうぞ。

三枝委員

説明していただいて、ありがとうございます。ただ、私、集会所運営委員でいるからよく分かりますけど、本日の皆さんは、集会所運営

委員会に出ているわけでもないので、私自身こんなに、正直に言って1,254,500円、こんなにお金がかかっているのかと、私もいただきましたけど報償費を。正直言って、こんな感想を持ったわけなんですが、中味について、私は出席しましたから中味は分かりますけれども、委員でない方は分からないんじゃないかって思うんで、質問したわけなんですが。余計なことかも知れませんが。

議長:國吉会長

事務局の方で、何か補強するものがありましたら、どうぞ。

事務局: 滝澤課長

(挙手) はい。

議長:國吉会長

どうぞ。

事務局:滝澤課長

事業内容についてですか。

今年度についての事業内容につきましては、9ページから11ページに記載している通りの内容でございます。

議長:國吉会長

ただ今説明がございましたけど、よろしいでしょうか。

三枝委員

それでは、(挙手)はい。

議長:國吉会長

はい、どうぞ。

三枝委員

質問の仕方が悪いんで申し訳ありませんが、集会所事業の中味については、その内容で分かるんですが、私が質問したのは8ページの運営委員会の会議を8回やったというのがあるんですけども、何をやったのかということを。ここには、何をやったかがないから、そこのところを明記したほうがいいんじゃないかということなんですよ。そういう意見なんです。

集会所事業については、詳しく書いてありますので、こういう事業が行われていたんだなということが分かるんですけど、運営委員会については、会議が書いてあるだけで、そういうことは分からないということなんです。

事務局:須藤次長

(挙手) はい。

議長:國吉会長

はい、どうぞ。

事務局:須藤次長

大変、申し訳ございませんでした。

すべての運営委員会につきましては、会議録、議事録を作っております。本来ならば、議事録を付けてお渡しすれば、ある程度詳細が分かったと思うんですが、議事録につきましては、請求があれば開示できますので請求していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長:國吉会長

三枝委員の質問は、あらかじめ文書によるものでございましたけど、他に、この審議会の場で報告事項についてご質疑、ご意見等について、ありましたらどうぞ。

吉澤委員

(挙手) はい。

議長:國吉会長

はい、どうぞ。

吉澤委員

今、三枝委員が質問した8ページの関係で、

私も事前に、本来、質問書を出せば良かったのですが、たまたま気がついたのですけど、運営委員会というのをやってますけども。この事業、数字を足してみたら318名で1,254,500円、先程の説明の中で、講師の謝礼とか何とかという話をしていましたけども、どんな人を呼んでこんなお金がかかっているのかなあと。

それから、ある程度、削減努力もしてきてはいると思うんですけど も、例えば、前年あるいは平成23年度、平成22年度、どういう経 過で、どれだけ軽減努力をしているのかということを分かる範囲で説 明をいただければと思います。

それから、一番下にある、13集会所の事業支出で1,151,500円というのがありますが、これをよく見ていきますと、人見の健康教室の18人で6,000円、同じく折之口の健康教室の18人で3,000円、このひらきとか、あるいは大谷では124人で12,000円、横瀬では73人で0円とか、そういった考え方がどういうことでこのようになるのかなということと、先程、課長からも説明がありましけども、次のページの本郷集会所の「みらい塾」学習事業というのが、これから平成25年度も続いていくのかということも、ちょっとお聞きしたいのですが。

議長:國吉会長

大変、細かい質問ですが、事務局、お答えなる?

事務局: 滝澤課長

(挙手) はい。

議長:國吉会長

はい、どうぞ。

事務局:滝澤課長

4点ほど、質問を受けました。

最初の1点につきましては、8ページの下段にあります支出額でございます。1,254,500円の内容でございます。これは、集会所運営委員さんの報酬でございます。1日6,500円の支出をしてございます。ここに、例えば、上段で第1回の集会所合同運営委員会がございます。出席者数89名ございますが、ここには教職員、市の職員もいますので、それを差し引きますと63名の方に報酬を支払っております。

全体での報酬額につきましては193人、上段の第1回合同運営委員会から下段の第2回合同運営委員会までの参加者人数、その人数を足したのではなく、その中には教職員、市役所職員が含まれておりますので、193人×6,500円となっています。

非常勤特別職の報酬となっております。1日6,500円です。

次に、集会所事業の支出額 1,151,500 円でございますが、人見集会 所から花園集会所までの行った事業の全体の事業費でございます。

なお、前年度あるいはその前と比較して、どのくらい削減の努力をしているのかということでございますが、一応、参考資料がございますので、ご説明させていただきます。平成22年度につきましては、集会所事業で11,609,300円、1千百万円ほど使っております。本年度は1,151,500円でございます。約10分の1の事業費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、教室の人数と金額ですが、これは、各教室の参加 人数です。また、金額は、講師に支払った金額です。 2 時間 3 0 0 0 円の講師料です。

次に10ページの「みらい塾」の関係でございます。これは集会所事業につきましては、ご案内のように、

12月議会において廃止条例を可決させていただいておりますので、今年度をもって「みらい塾」集会所学習事業 につきましても終了となりますので、よろしくお願いした いと思います。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

議長:國吉会長

質問者以外の委員の皆さん、理解が届きますでしょうか。やっぱり、この集会所運営委員として参加しているとか、あるいは自治会の中で集会所の運営にタッチしているとか、そういう状況でないとなかなか見えにくいと思うんですけど。

まあ、ただ今の質問に対して、ただ今の説明があったということで、とりあえず終わってよろしいでしょうか。 はい、それでは他にございましたら、どうぞ。

坂本委員

(挙手) はい。

議長:國吉会長

はい、坂本委員、どうぞ。

坂本委員

私の方から、1つだけお聞き、確認したいと思います。 13ページの市民意識調査の実施がなされたということ に、ここでは報告となっているわけですが、集計等あるい は最終的な意識調査のまとめというのは、いつ頃できるの かお聞きしておきたいとと思います。

議長:國吉会長

はい、事務局、どうぞ。

事務局:滝澤課長

はい、人権に関する意識調査の関係でございます。本年 度概要版を作成いたしまして、これから皆さんの方に郵送 させていただきます。なお、これにつきましては、深谷市 人権教育推進協議会には内容等につきまして、調査前の段 階でご協力いただきましたので、報告をさせていただいて おります。

なお、議会議員さんにも、概要版を提出していきたいと 思います。

概要版に基づいての調査・分析につきましては、来年度 実施いたしますので、ご理解をお願いします。

議長:國吉会長

ということですが、坂本委員。他に、何かございますで

しょうか。

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、ただ今の第1の報告につきましては、報告と補強の説明がございました。「平成24年度人権行政・教育実施報告」については、報告を承ったということで、了承ということでよろしいでしょうか。

委員

(はい)

議長:國吉会長

(2) 平成25年度人権政策事業計画(素案) について

それでは、報告事項の1番目を終了とさせていただきます。

続きまして、2番目の報告事項「平成25年度人権政策 事業計画(素案)」について、事務局、説明をお願いしま す。

事務局:山田補佐

(挙手) はい。

議長:國吉会長

はい、どうぞ。

事務局:山田補佐

人権政策課の山田でございます。私の方からご説明申し上げます。 それでは、平成25年度人権政策事業計画(素案)について、 ご説明申し上げます。資料の16ページをご覧ください。

まず、この事業計画につきましては、深谷市総合振興計画 後期基本計画に基づき、「人権教育・人権啓発の推進」「人権相談の充実」「男女共同参画の実現」の3つの柱を基に各種の事業を推進してまいります。

はじめに 人権教育・啓発の推進でございます。施策の目的として、 お互いの人権を尊重し合える市民生活の実現を目指します。

① 人権教育の推進 社会教育の部分でございます。

事業としまして、人権教育指導者研修会、人権問題自治会別研修会 の、10事業でございます。

17ページをご覧ください。

9番目の人権月間に関する事業としまして、第3回深谷ふれあい人権セミナーを10月20日に花園文化会館 アドニスで開催いたします。文化団体の発表、人権作文の発表及び表彰のほか、講演会は、

講師に経済アナリストの森永卓郎氏を予定しております。

次に、新規事業としまして、こども人権推進事業でございます。

公民館を会場とした子どもの人権学習や夏休みの自由課題の学習、 大学との協働事業として大学を会場とした学習のほか、子どもを暴力 から守るための保護者や子どもを対象とした参加型体験学習のキャ ッププログラムでございます。

続きまして、人権教育の推進 学校教育の部分につきましては、担 当課よりご説明申し上げます。

事務局:神田次長

お世話になります。17ページ、②人権教育の推進の学校教育の部分について、ご説明申し上げます。

来年度、7つの事業計画でお世話になります。

- 1. 全体指導計画の作成につきましては、各小・中学校から4月~ 5月に報告を受けます。
- 2.人権教育指定校の委嘱につきましては、市の研究委嘱校として 1校、そして、平成24年度から平成26年度まで、人権教育総合推 進地域事業として、明戸中学校区の幼稚園・小学校・中学校に2年間 の委嘱をしております。

次、3番目ですが、人権教育主任及び人権教育担当研修会ということで、小学校で年3回、中学校でも年3回実施する予定です。

続きまして、人権教育懇談会、これは毎年8月に行っておりますが、 来年度も8月下旬に実施予定であります。対象は、深谷市内の小・中 学校の校長先生としています。

5番目、中学校区ブロック別人権教育研修会でございますが、8月 に10の中学校区で深谷市内の幼稚園・小学校・中学校の教職員で実 施する予定であります。

そして、6番目ですが、新任・転任教職員人権教育研修会につきましては、7月下旬の2日間にわたりまして、「深谷市の現状」ということで、施設を巡りながら新任・転任の教職員を対象にする研修会を実施してまいります。

最後、国・県等主催事業への参加ということで、さまざまな立場から参加できるものについては参加していきたいと思っております。以上でございます。

事務局:山田補佐

引き続き、ご説明申し上げます。

18ページをご覧ください。人権啓発の推進でございます。

事業としましては、 啓発冊子、リーフレットの作成、啓発用品 の作成の、8事業でございます。啓発紙発行としましては「すみよい 深谷市をつくるために」忠恕第3号を作成してまいります。

また、市広報啓発としまして、小中学生の人権作文を、広報ふか や「心のひろば」へ掲載してまいります

続きまして、19ページをご覧ください。人権相談の充実でございます。施策の目的としまして、市民が人権に関する様々な悩みについて、気軽に相談しやすい体制の整備や支援・救済体制の充実を図ることを目的とします。事業としましては、人擁護委員による よろず人権相談や、公民館を会場とした生活相談の4事業でございます。

続きまして、20ページをご覧ください。男女共同参画の実現でございます。市民一人ひとりがそれぞれの個性を発揮し、男女がともに輝く社会をつくることを目的とします。事業としましては、女性の社会進出支援や子育て支援、DV等をテーマとした男女共同参画講座のほか、情報誌フォルテFの発行、また、相談事業としまして、女性の悩み相談室、弁護士によるDV問題法律相談の6事業でございます。

続きまして、21ページをご覧ください。団体関係の補助金について、でございます。民間運動団体に対する補助金については、深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針により、深谷市運動団体活動事業費補助金交付要綱は平成24年3月31日をもって廃止する。ただし経過措置として、この交付要綱で補助金を交付していた運動団体には平成25年度まで事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであります。

補助の目的としましては、市民に対して実施する講演会・研修会等 の活動に交付するもので、事業費に要する経費の2分の1以内とし、 予算の範囲内で交付してまいります。

続きまして、関係機関等の連絡調整でございます。関係機関としまして、深谷市人権教育推進協議会、熊谷人権擁護委員協議会深谷部会、深谷市虐待防止ネットワーク協議会の、6事業の機関・団体へ連携強化、総合的な推進を図ってまいります。

続きまして、22ページをご覧ください。住宅新築資金等貸付償還 関係でございます。事業としましては、住宅新築資金等貸付金償還事 務で、内容としましては、未納者への戸別訪問、電話連絡、返済に向 けた個別相談、督促状の発送や連帯保証人等への債務通知発送でござ います。

続きまして、旧集会所施設事業でございます。

本市における、集会所運営事業は「深谷市における今後の同和対策 事業について 基本方針」により、本年3月31日をもって廃止とな ります。集会所運営事業の廃止後は、地域の自治会館に移行していく こと等を検討していくことを決定させていただきました。市内13集 会所施設の内、自治会館への移行希望がない集会所について、解体等 を目的として実施する事業でございます。

続きまして、23ページをご覧ください。参考資料といたして、深谷市人権施策推進指針でございます。本市にとって、人権教育や様々な機会を通じた啓発等を通して、すべての市民の基本的人権が尊重される地域社会の実現を目指す施策を推進し、主体的に「人権を尊重する社会づくり」に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

このため、本市が取り組むべき人権施策推進の理念を明らかにするとともに、人権施策の基本的方向を示すため、本指針を策定しました。分野別施策 施策の方向性として、子どもの施策、女性の施策、12の課題からなるその他の人権施策まで、施策に対するそれぞれの方向性を示させていただいております。参考資料として提示させていただきました。

以上で、平成25年度人権政策事業計画(素案)を報告させていた だきます。

議長:國吉会長

はい、それでは、事業計画の素案についても事前に質問と意見が届いているようですね。その分について紹介してもらって、補強すべき点は補強してもらいます。

それでは、事務局、お願いいたします。

事務局:滝澤課長

それでは、三枝委員の方から事前に質問がありましたので、質問の 内容について、事務局の考えをお答えしたいと思います。

まず、最初に21ページでございます。「関係機関等の連絡調整」の「民間運動団体」の項に関して、1点目は、市の「今後の基本方針」や「人権施策推進指針」からすると、民間団体との連絡調整を部落解放運動団体とのみ行う方式は平成25年度で終了の予定か、ということです。

また、2点目として、これは意見ですが、市の「人権施 策推進指針」に示された人権諸課題に係わる民間運動団体 からそれぞれの課題や意見・要望を聞いて学ぶ機会をつく ることを検討してはどうか、ということでございます。 1点目の民間運動団体との連絡調整の件ですが、平成 24年度からは、市内で組織された民間運動団体や企業等 と、必要に応じ、連絡調整を行っております。

なお、平成25年度以降も同様の考えでおりますので、 よろしくお願いいたします。

2点目ですが、必要に応じ、検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、22ページですが、「旧集会所施設事業」の項に 関しての質問です。

「自治会館に移行しない集会所」についても、「跡地の利用方法についての調査票」が2月15日提出期限で出されているが、それに関する検討はどのように進められるのか。

次に意見ですが、事業目的は「解体等を目的として」と幅を持たせた記述になっているが、計画内容は「解体」のみの内容になっている。解体しないで活用する集会所もあることをぜひ明記していただきたい、ということでございます。

1点目のお答えですが、お寄せいただきました、自治会館に移行する段階で、さまざまな要望をいただいております。現在、個別に詳細を検討しております。

内容によっては、ご要望に沿えないものもございますので、本年度 中に要望をいただいた自治会等に、お知らせをしていく予定ですの で、よろしくお願いします。

2点目の意見ですが「旧集会所施設事業」の内容でございます。 旧集会所施設の解体にかかる諸費用のほか、解体するまでの施設の管理費及び防犯対策費用や、除草、植栽といった、解体に直接関わらない経費も計画内容となっております。そのため、事業目的を「解体等」とさせていただきました。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、意見としてですが、特別法期間33年とその後の10年を中心に、深谷市が取り組んできた同和対策の全体を総括する事業を加えていただきたい、ということでござ

います。

貴重なご意見として、今後の事業の参考とさせていただ きます。

以上でございます。

議長:國吉会長

それでは、三枝委員、ただ今、文書回答があったかどうかは見えないんですけど、このような説明でよろしいでしょうか。

どうぞ。

三枝委員

どうも、ありがとうございました。特に、集会所の問題についてはですね、「等」というところに検討をお願いしたいと思います。

それから、総括の問題ですが、児玉郡でも同和行政は終わったけれども、深谷市のように、その後、審議会を開催したり、協議会を開催したり、丁寧に進めているというのは、児玉郡ではあまりないんです。

あの、行政の方でも一方的にやっていて、住民にはあまりよく分からないという状態ですが、深谷の方は本当に丁寧に審議会や協議会を開いて進めているということで、大変ありがたいと思っているのですが、この続きでちょっと大変だとは思うんですが、可能な限りの範囲で総括をして、次の課題というか、世代にこういう経験を私達はして、一つの大きな人権問題解決に市民一体となってやってきたんだということを、きちっと次の世代に語って、次の課題にいけるような、そういうことができれば、さらにありがたいと思いますので、是非、よろしくお願いしたいと思います。

議長:國吉会長

はい、ただ今の素案について、他にご意見等賜りたいと存じます。 どうぞ。

委員

.....

議長:國吉会長

ご質問・ご意見、ございませんでしょうか。

それでは、ご意見・ご質疑がないということなので、2番目の報告 について、確認させていただきます。

それでは、平成25年度の人権政策事業計画(素案)について、これも、ただ今の報告どおり、補強も含めまして、この審議会で了承したということで、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長:國吉会長 はい、ありがとうございました。

坂本委員 (挙手)はい、議長。

議長:國吉会長 どうぞ。

坂本委員 すみませんけども、報告ですよね、あくまでも。

議長:國吉会長 報告です。

坂本委員 そうですよね。そこのところだけは、前の審議会、過去3回出てきて、私言っているんですけども。

前回の第3回の審議会のときに、諮問があって、協議事項として審 議会での説明があったわけで。

今までも、事務局の報告事項を受けて、了承したとの範囲であった と思うんですが。ある意味、今回の資料を受け取ったときにも、あく までも報告資料ということで、報告のみということで、報告の領域は 超えていないという認識でよろしいんでしょうかね。

そこのところを、はっきりさせておきたいのですが。

議長:國吉会長 これは、報告ということで、今回、あがってきていますから、報告 ということで承る、報告ということで了承する、そういうことの了解

でございます。

そういうことで、よろしいですね。事務局の皆さん。

事務局はい。

議長:國吉会長 と、いうことでございます。

坂本委員 はい、分かりました。

議長:國吉会長 はい、それでは、本日、予定されておりました報告事項2件、これ

にて終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

5. その他

事務局:滝澤課長

会長、お疲れ様でした。本日、予定しておりました報告事項2件は、 皆様のご協力により無事終了することができました。大変、ご協力感 謝申し上げます。

それでは、次第のその他となりますが、皆さんの方で何かございま すか。ありましたら、この場でお願いいたします。

委員

......

事務局:滝澤課長

ないようですね。

それでは、本日をもちまして、同和対策事業審議会は最後になります。昭和46年4月1日の審議会制定以来、合併前の深谷市・岡部町・川本町・花園町も含めて、同和対策事業に関する事項の調査審議に多大なるご指導・ご協力を賜り深く感謝いたします。

この場をおかりしまして、重ねて厚くお礼を申し上げます。 さて、皆様にお知らせしておきたいことが1点ございます。

それは、平成24年11月1日を基準日として、実施いたしました、「人権に関する市民意識調査」結果です。この中で、基本的人権について、市民に質問させていただいている項目がございますが、「基本的人権を知っている」と答えた市民の方が、94.7%と高く、内閣府が昨年8月に実施いたしました人権に関する世論調査の結果、82.8%を、11.9%大きく上回っています。

本市における人権教育・啓発事業の成果の表れと考えております。 皆様に、あらためて感謝申し上げます。

7. 閉会

事務局:滝澤課長

それでは、次第によりまして、閉会と併せ、國吉会長にごあいさつ を頂戴したいと存じます。会長、よろしくお願いします。

國吉会長

本日は、この審議会が3月31日までということですけど、本日を もって事実上、審議会が閉会することになりますので、その閉会する に当たって、会長のあいさつということで最後にさせてもらいまし た。

私は、平成23年度の会長、そして平成24年度も会長ということで、この2年間、同和対策事業審議会の、市政の中でも大事な部分を

構成している、この審議会の会長を務めさせていただきました。この 間の、委員の皆様のご協力に心から感謝申し上げたいと存じます。

思えば、平成24年2月10日に、市長から「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」なるものが発表されまして、そして、この間の審議会などは、基本方針の発表以来、実に5回の審議会が開催されていることになります。

同和対策事業審議会は、この審議会の条例を見てみますと、市長の 諮問に応じて審議会で審議をし、調査をするシステムになっているわ けですが、本日まで含めての本年度の4回の審議会を見てみますと、 市長から諮問のあった点での審議は2回ありましたけど、他の2回 は、諮問に基づかない審議であったと思いますし、そういう意味では、 当市における審議会の運営の仕方について、やはり心がこもっていた のではないかなと、会長としては思っている次第です。

基本方針でも述べられているのですが、この審議会は平成25年3月31日をもって廃止するということで、基本方針で盛り込まれていた内容が、昨年の12月の定例の市議会で「審議会を廃止する条例」が制定されましたので、予定どおり、本年度3月31日をもって、廃止になることになります。

これまで、同対審の中で審議されてきたことを、私なりに振り返ってみますと、本市には同対審とは別に人推協という人権の協議会がありますが、人推協と同対審は開催時期も議題もほぼ二つぴったり重なるようにして運営されておりました。

それはそれで、当市における人権問題を考える意味では、同和対策 事業審議会、人権教育推進協議会で同一のテーマを再度協議をすることは、それぞれ団体を構成する皆様方の認識を深めていったことになったと思います。そういう意味でも、とりわけ意義があったのではないかと思います。

そして、同対審の終了後は、これも基本方針に盛り込まれておりますが、これからの当市の大事な人権方針については、人推協、人権教育推進協議会の中でしっかり審議をしていくんだというレールが敷かれておりますので、その点も皆様方、改めて認識をしていただきたいと存じます。

こちらは同対審ですので、人推協ではないのですが、人推協の規約に「21世紀に人権尊重社会を実現することを目指す」と書いてございますが、これは、私なりにどういう受け止め方をしているのかというと、「これから先、私たちにどんなに困難な人権問題が振りかかっ

てこようと、私たち市民の力で、これを跳ね返していって、文字どおり、人権尊重社会をこの深谷市の中に実現していこう」という、そういう願いが込められているのではないかと思いますので、そういうことも、併せて皆様方に強調しておきたいと思います。

これからは、言うまでもなく、憲法とこれに基づく諸法律、それから人権施策推進指針に定められた人権施策を、皆様方とともに推し進めてまいりたいと存じます。

皆様とは、これからもまた、別の場所で、幾度もお会いすることがあろうかと思いますが、この審議会の中で言い尽くせなかった点、論議の足りなかった点は、また別の舞台で、別の場所で深めていきたいと思います。

こういうことを最後に申し上げまして、この審議会が閉じるに当たってのあいさつとさせていただきます。

長い間のご協力、ありがとうございました。

事務局: 滝澤課長

会長、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成24年度第4回深谷市同和対策 事業審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。